

「これからの国立児童自立支援施設のあり方に関する検討委員会」

報告書

平成27年9月

はじめに

発達障害などにより、日常生活や社会生活に困難さを感じる子どもの増加や被虐待などにより、関係性の歪みを生じさせるなど子どもの抱える課題やその背景の多様化・複雑化、その子どもを支援する人員体制の問題などを有している社会的養護の現状を踏まえ、平成23年に、児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会で『社会的養護の課題と将来像』報告書がとりまとめられた。これらに基づき、社会的養護施設運営指針の作成、第三者評価の受審及びその結果の公表の義務化、あるいは「都道府県行動計画」策定など具体的に社会的養護の体制等の整備・推進が行われている。

こうした状況を受け、国立児童自立支援施設（以下「国立施設」という）においても、子どものニーズや社会的ニーズに対応するために、さらなる機能の充実強化に向けた具体的な取り組みが求められている。

今後の国立施設のあり方について検討を行うため、「これからの国立児童自立支援施設のあり方に関する検討委員会（以下「本検討委員会」という）」を設置し、幅広い専門的見地から、子どもの権利擁護、施設機能の充実・強化、人材育成・研修及び研究のあり方などを中心にして、これからの取り組むべき目標や方向性及び将来的な構想などについて集中して議論を重ねた。

本報告書は、本検討委員会における議論を踏まえ、これからの国立施設のあり方について、短期的に取り組むべき課題や中長期的に取り組む目標や方向性をより具体的に整理したものである。

1. 子どもの権利擁護の推進について

社会的養護は子どもの権利擁護を図るための仕組みであり、社会的養護の理念の1つである「子どもの最善の利益のために」を推進していくことが、子どもの権利擁護の実現につながっている。したがって、国立施設で行われる保護、支援、治療などは子どもの最善の利益を考慮したものでなくてはならず、権利の行使の主体としての子どもの意見などを最大限尊重するといった取り組みが求められている。

(1) 子ども・保護者への情報提供や苦情解決のあり方について

苦情解決やアンケート等により子どもの意見をくみ取る仕組みについて、単に意見箱への投函数や設置場所などの課題のみならず、子どもからの意見をどのように支援場面でフィードバックしていくのかも含めて、引き続き適正に行われているか検討することが重要である。とりわけ、子どもが意見を尊重されたと感じることが、子どもの安心感・満足感等につながることに留意する。

また、保護者に対しての情報提供も重要である。定期的に子どもたちの生活状況や成長の記録を知らせる施設便りなどを発送する等、基本的には施設と保護者が一体感を持って、子どもの育ちに関わっていく関係を構築していく必要がある。

(2) 子どもの自主性・主体性を尊重した活動のあり方について

生徒会活動や行事ごとの委員会等により、子どもが自主的・主体的に施設生活に参画する等の取り組みを定着させることが重要である。さらに、こうした取り組み以外にも、日常的にさまざまな場面で、子どもの自主性・主体性を尊重した活動の機会や選択の自由を保障する取り組みが大切である。

(3) 食育のあり方について

食育をさらに推進するために、その目的や方法について十分に理解し、常に職員や子ども同士で食卓を囲みだんらんをしながら、おいしく楽しんで食事ができるよう創意工夫することが必要である。

また、寮生活、ランチルームでの会食や寮での炊事、栄養士や調理師の関わり、作業活動などを通して、食生活に必要な基礎的な知識及び簡単な調理技術を習得し、食材の選定から後片付けに至るまでの基本的な食習慣を獲得するとともに、自立生活準備といった観点から、退所後の自立生活を視野に入れた具体的な取り組み内容を再検討し、施設内で共有し実施することが必要である。

(4) 寮舎間の交流について

国立施設内における寮舎間の子どもの交流についての基本的な考え方を明確にし、子どもが納得できるように適切にわかりやすく説明する必要がある。単に、行動上の問題を予防する観点から、子ども間の交流を必要以上に制限することは、子どもの真に自立する力を妨げることにもつながることに留意し、基本的には自然な交流ができるようなルール作りや好ましい交流を促進する工夫を心がけることが大切である。

なお、交流禁止という言葉は、子どもに一切の交流を禁止しているとの誤解を与える原因になるので、安易に使用すべきではない。

(5)理容や通信のあり方について

理容や通信など国立施設の生活上のルールについては、子どもの健やかな成長発達のためのものであり、子どもにわかりやすく納得できる説明を行い、合意を得て行う必要がある。理容についても、髪型の選択肢から適切なものを子ども自らが選ぶことができるよう改善することが望ましい。

ただし、資格者のみが実施できる行為である理容などについては、たとえ子どもの同意があっても、原則として職員は行ってはならない。

国立施設内で寮によって生活上のルールに差違が生じた場合には、事故防止や権利擁護などの観点から多角的に再検討を行い、施設としての基本的な考え方を明確にし、全職員の共通理解と子どもへの周知の徹底を図ることが大切である。

また、生活上のルールに関しては、常に固定的なものと捉えず、子どもの状況に応じて改正していくことが必要であり、定期的かつ必要に応じて検討していくことが重要である。

(6)特別支援日課のあり方について

「特別支援日課」とは、通常の普通寮における日課とは別に、子どもの自立支援に必要と判断された場合に執られる個別の対応を指し、強制的措置(※)の使用もその対応の1つとして特別支援日課に含まれる。その場合、常に子どもの権利擁護を考慮しつつ、子どもの自立支援における必要性に対する組織的な判断と適正な手続きが担保されることが最も重要であり、他にとるべき方法がない場合にあって子どもの最善の利益になる場合にのみ、適切かつ最小限に実施しなければならない。

現在国立施設における強制的措置寮・室の運営については、設備、人員配置、男女の特性の差異などから、規程や運用が若干異なるが、基本的な考え方や具体的な支援方法及び権利擁護の観点から、検証の仕組み等を充実強化し、継続的に検証・検討することが必要である。

また、強制的措置を使用するか、普通寮での日課で特別支援を行うかという二者択一だけではなく、その中間的な場所として個別支援寮・室を活用して、個別支援寮・室での支援や個別支援寮・室からの分教室での学習場面への参加などスマルステップによる創意工夫された取り組みなども必要である。

※ 強制的措置は、昭和24年の少年法改正により14歳未満の刑罰法令に触れる行為をした少年が児童福祉の対象となった際に、自傷他害などのおそれがあり、支援が困難な子どもに対して、家庭裁判所の許可決定に基

づき、一時的に行動の自由を制限し、個別支援を行うための措置である。

(7)被措置児童等虐待対応のあり方について

厚生労働省通知「被措置児童等虐待対応ガイドライン」(平成21年3月通知)に基づき、国立施設においても既にガイドラインは存在しているものの、内容についての定期的な検証もされていないなど、あまり有効に活用されているとは言い難く、早急な活用や検証の必要がある。

また、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」についての改正、発表された被措置児童等虐待に対する研究成果などを踏まえて国立施設版ガイドラインの改正も行う必要がある。

さらに、多くの入所児童が受けた被虐待経験などを踏まえ、二次被害を予防するためにも、声を荒立てて感情的に怒鳴るなどといった子どもへの不適切な接し方やコミュニケーションなどの虐待の発生予防についても十分に配慮しながら、支援を行うことが必要である。

(8)事故防止と安全対策について

事故、感染症、災害の発生時などの緊急時の子どもの安全確保に関する体制については、適時適切な検証やリスクアセスメントを行っているものの十分とはいはず、職員への周知や実効性を含め体制についての検証システムを確立する必要がある。

すでに策定している規程やマニュアルの見直しや研修、点検を定期的に行う必要もある。

(9)自己評価及び第三者評価の活用について

平成24年度から義務化された自己評価及び第三者評価は、すでに国立施設において実施されているが、その評価結果などを十分に活用されているとは言い難い。各職員が自己評価及び第三者評価の意義を十分理解し、評価に取り組み、その評価結果に基づく指摘項目や内容についての改善に向けて積極的に活用することが必要である。

国立施設で評価の有効な活用により支援環境の向上につなげることができれば、地方の児童自立支援施設に対する先駆的、モデル的な取り組みとなるため、その取り組みを発信することは国立施設の責務として大切なことである。

2. 専門的機能のあり方について

社会的養護は、保護者による適切な保護や養育を受けることができない子どもを、公的責任において社会的に保護や養育をするとともに、養育困難な家庭への支援を行うものである。社会的養護の一方の理念である「すべての子どもを社会全体で育む」及び「子どもの最善の利益のために」を念頭において、国立施設は、専門的機能を強化し、個々のケースのニーズに応じた支援などを関係機関と連携・協働して実施することが求められている。

(1)トラウマや発達障害、性加害や性被害がある子どもへの支援のあり方について

国立施設では、地方児童自立支援施設で支援困難となった子どもを受け入れているため、入所する子どものうち、被虐待体験によるトラウマや発達障害のある子どもの割合が、地方児童自立支援施設よりも多い。(別表)

①H15年・H25年 全国児童自立支援施設入所児童における被虐待経験及び障害のある子どもの割合

	被虐待経験のある子ども	障害のある子ども
平成15年	37.5%	27.3%
平成25年	58.5%	46.7%

(平成14年度・平成24年度児童養護施設等入所児童実態調査結果より)

②H26年度 国立武蔵野学院入所児童における被虐待経験 発達障害等のある子どもの割合

	被虐待経験のある子ども	障害のある子ども
武蔵野学院	64.7%	73.5%

(平成27年度国立武蔵野学院「年報」より)

③H26年度 国立きぬ川学院入所児童における被虐待経験及び発達障害等のある子どもの割合

	被虐待経験のある子ども	障害のある子ども
きぬ川学院	81.3%	62.5%

(国立きぬ川学院調査課調査より)

さらに、現在、国立施設入所中の子どもの3分の2が精神的な不調に対する服薬や精神科医、心理療法担当職員によるカウンセリングを受けている。

こうした心理治療的なケアが有効に機能している背景の一つには、伝統的に行われてきた夫婦制を中心とした生活モデルを基盤とした支援がある。

これからも、国立施設は、子どもが安心・安全な養育環境の中で構築していく人間関係を基本とする家庭的生活モデルを基盤にした支援を中心に据えて、子どもの自立支援を実施していくことが必要である。

最近の入所児童の傾向として、国立施設(男子)では性加害を主訴とする子どもの措置の割合が高く、国立施設(女子)では、性的虐待または性被害の経験がある子どもの割合が高い。

国立施設(男子)では既に、医師・心理療法担当職員を中心として『性加害治療プログラム』を実施し、性加害の背景には過去の性被害の問題が影響していることが分かつてきた。また、国立施設(女子)においては、これまで以上に、性的虐待・性被害に対する治療的な取り組みを充実強化する必要がある。

また、発達障害と被虐待経験・トラウマのある子どもが、夫婦制の普通寮において集団生活が困難となることもあり、困難を乗り越えて施設生活に適応するためにも早急に手立てを講じることが必要である。

こうした子どもたちの状態に応じて、すでに心理療法担当職員が複数配置され、心理治療的ケアが行われてきているが、今後は、常勤医師を確保し、トラウマ治療など具体的な心理治療的ケアのあり方の検討、あるいは施設全体で心理治療的ケアやプログラムなどについての共通理解のための取り組みなどを実施していく必要がある。

同時に、支援の困難性を有する子どもを直接抱える寮担当職員の疲弊を軽減・防止するためにも、その子どもの特性を十分に理解し、必要な支援や心理治療的ケアを検討するためのケースカンファレンスの実施や、夫婦制を中心とした生活モデルのあり方を検証し寮担当職員だけで抱え込まず施設全体で支援を提供していく体制を整えていくことも重要である。

その上で、夫婦制を中心とした安定した生活モデルを基盤とし、個々の子どもについての総合的なアセスメントのもとに子どものニーズに応じた心理治療的ケアを実施することを基本に据え、重層的な支援体制や効果的な支援方法などを確立していく必要がある。

(2)強制的措置のあり方について

強制的措置を使用する際には、子どもの最善の利益を考慮した上で、慎重に使用しなければならず、使用した場合の子どもの人権への配慮は十分になされなければならない。

強制的措置の使用については、個別支援をするにあたって「他に採るべき方法がない場合」(平成25年2月通知「国立児童自立支援施設における子どもの権利擁護の

推進について」)にのみ使用が可能であり、「他に採るべき方法がない場合」とはいかなる状態をいうのか、使用効果などを検証しつつ継続的に検討する必要がある。

また、強制的措置を使用せずに対応するためには、現在実施されている普通寮での支援方法や内容に加えて、その他の方法や内容についても検討する、あるいは個別支援寮・室における支援方法や内容について検討し、機能や体制を優先的に充実強化する必要がある。

その上で、強制的措置を使用した場合であっても、子どもが強制的措置寮内の学習や作業が可能な状態になった時点で、応援職員の配置などにより、普通寮や個別支援寮・室での支援に切り替えることを協議し、できる限り速やかに切り替えることが必要である。

強制的措置寮・室での支援については、刺激遮断に加えて学習・作業に関しての定性的なプログラムやカリキュラムだけではなく、子どものニーズに適合したさまざまメニュー やカリキュラムのあり方について適時検討し、プランを作成・提供していくシステムを確立する必要がある。

同時にペナルティを目的にした使用禁止の徹底や職員の持つペナルティ意識の変容などによって、子どもの強制的措置に対するペナルティ意識を払拭していくことが大切である。

これまで、衝動的な行動をする支援困難な子どもなどについては、強制的措置の使用回数が増え、使用期間が長くなってしまうケースが見受けられるが、前述したように強制的措置のこれまでのあり方を見直し、使用回数の低減や使用期間の短縮を図るよう創意工夫していく必要がある。

そのためには、子ども権利擁護委員会や児童福祉審議会のような第三者機関からの定期的かつ必要に応じて助言・指導を受けたり、判断を仰ぐなどの開かれたしくみが必要である。

強制的措置のあり方については、早急に前述した課題について検討し、強制的措置のための手引きを作成する必要がある。

(3) 年少児童、年長児童の支援について

先般、少年院法の改正で年少者(概ね12歳以上)の少年院活用に道を開いたが、依然として小学生などの年少児童による重大事案が生じた場合、国立施設への入所の可能性が高いと考えられる。そのため、例えば学校教育の保障などの受け入れ体制など、年少児童への具体的な支援のあり方について検討する必要がある。また専門的な支援が必要な強制的措置が認められない年少児童の積極的な受け入れも必要である。

また、国立施設においては、年長児童への支援を積極的に行い、地方施設のモデルとなっていくような取り組みをさらに推進していくとともに、特に自立につながる資格取得などカリキュラムのあり方についての検討をする必要がある。

(4)ソーシャルワーク機能(他機関との連携・協働のあり方と家族支援)のあり方について

子どもへの自立支援は、施設単独で完結できるものではなく、子どもが地域に戻って自立を果たすまでを見据えて行われるものでなければならない。地域での自立支援のためには、地域の諸機関との連携・協働が不可欠であり、より良い連携・協働を図るためにには互いの機関の事情や状況を十分に把握し、理解しあうことが大切である。そのためには、関係機関とのカンファレンスの開催の他、関係機関との交流研修や人事交流を行うことが有効である。

また、国立施設の家族支援は、これまで寮担当職員を中心に行っていた面や家庭や地域から距離が遠いといった地理的条件面などから、子ども自身から得られた情報にかたよるきらいがあった。今後は子どもが復帰する家庭や地域の十分なアセスメントの上、多職種チームで調整を行う地域調整や家族支援はますます重要である。

そのためにも、地域の社会資源などを有効活用すべきであり、地域資源などの情報把握ができるような他機関との連携も必要である。特に地方の児童自立支援施設からの措置変更で入所してきた児童の場合、地域の実情等をよく知る前施設が果たすことのできる役割は大きいと思われ、より緊密な連携を維持するための方法を早急に検討すべきである。

また、近県からの入所ケースについては、入所前から退所後まで、関係機関と連携・協働して集中的かつ包括的なソーシャルワークをモデル的に実施すること、あるいはスマールステップによる家庭環境調整をモデル的に実施することが求められている。

さらには、国立施設のアフターケアについては、地理的条件から、十分に実施することが困難な面もあるが、これまでの訪問、来所、信書に加えて、新たなメディアの活用など、創意工夫した支援方法について早急に検討することが必要である。

(5)対象児童の受け入れについて

現在も、国立施設においては、強制的措置の有無に関係なく受け入れることになっているものの、児童相談所などの関係機関からも言われているが、実際の運用においては強制的措置がつかないケースについては除外されているような面がある。強制的措置の許可申請については、要件を十分満たしていない場合や子どもの権利擁

護などの観点から、許可されないケースもあることから、強制的措置のない対象児童についても、積極的な受け入れを検討する必要がある。

(6)学校(分教室)との連携・協働のあり方について

全国の児童自立支援施設のうち、すでに52箇所について学校教育が行われるようになつたが、学校と連携・協働が十分とれていない施設もある。国立施設の責務として、連携・協働がうまくとれていない地方の児童自立支援施設に対しての具体的な連携・協働のあり方について情報発信していくことが求められている。

そのためにも、国立施設が、例えば効果的な学習内容の開発など、先駆的に学校との連携・協働のモデルとなるような取り組みを行う必要がある。

(7)地域社会との連携・協働のあり方について

児童自立支援施設は、地域の住民に対して、児童の養育に関する相談に応じ、助言を行うよう努める役割を持っている。国立施設においても、地域に開かれた施設となるために、地域の住民に対して、児童の養育に関する相談活動や研修会の講師などを実施することが求められており、そのための体制を整備することが必要である。

(8)少年院・少年鑑別所との連携・協働のあり方について

少年院法の改正や少年鑑別所法の制定により、子どもへの支援が重層化されてきた。国立施設は、これまで以上に少年院や少年鑑別所との連携・協働を深めていくことが求められており、それぞれのアセスメントや支援方法・技術の共有を進め、相互研修、共同研究、事例研究などを通して、連携・協働のあり方について積極的な検討などを実施していくことが必要である。

(9)児童養護施設・自立援助ホームとの連携・協働のあり方について

児童自立支援施設入所児童の退所先として児童養護施設や自立援助ホームなどに措置変更するケースは少なくない。国立施設の入所児童についても同様であり、その円滑な連携を図るために、全国児童自立支援施設協議会企画推進委員会(※)などを活用して新しい連携・協働のあり方などについても検討していくことが必要である。

※ 全国児童自立支援施設協議会企画推進委員会とは、児童自立支援施設の機能強化・充実のための事業案の作成、調査研究等を行い、同協議会の事業を推進するため、施設長を除いた各地区1名及び国立施設2名の委員をもって、平成25年度より組織された機関である。

3. 人材育成・研修及び研究のあり方について

「福祉は人なり」と言わわれているように、社会的養護に従事する人材の確保・育成は極めて重要な取り組みである。そのためにも専門職の養成や専門職の力量形成のための研修の充実が必要である。また、社会的養護における養育・支援に関する実践的研究や実証的研究は多いとは言えず、科学的根拠に基づいた養育・支援を行うためにも、国立施設には養成・研修機能とともに研究機能の充実強化も求められている。

(1) 施設内の人材確保・養成・研修のあり方について

ア 夫婦職員の確保について

国立施設においては、現在、寮担当職員など子どもの支援に直接従事する職員（児童自立支援専門員及び生活支援員等）の平均年齢が比較的高い。そのため、今後小舎夫婦制を堅持し、次世代に継承していくためには「夫婦職員の確保」が喫緊かつ最重要課題となっている。

即戦力になる人材ばかり求めるのではなく、採用後に育成していく方法や中途キャリア採用等の新たな方法などによって職員を確保するといった創意工夫が必要である。

また、優秀な人材を確保するためには、国立施設の寮担当職員と地方の児童自立支援施設（夫婦制）の職員の勤務条件などを比較したうえで、必要な改善について検討することが必要である。

イ 女性職員の管理職登用について

国立施設は、百年近い歴史を持ちながら、これまでに管理職（課長職以上）に女性職員を登用したのはわずか数例しかなく、國の方針に基づき管理職などの重要ポストに適性のある女性職員を積極的に登用すべきである。

ウ 職員の養成・研修について

例えば、施設全体で心理治療的ケアのあり方やプログラムについて共通理解を進める研修などの定期的な開催で、国立施設職員の全体的レベルを図るために施設内研修のシステム化などについて検討し、システムを確立していくことが必要である。

(2) 支援形態のあり方について

国立施設においては、開院から一貫して小舎夫婦制による養育・支援を子どもたちに行ってきたところであるが、近年、夫婦職員の確保が困難な状況にあり、国立施設において、交替寮や観察寮など一部で併立制や交替制を取り入れている。夫婦制のあり方について、子どものニーズに応じた支援体制と職員の勤務条件（ワークライフバランス）の両面から、多角的に検討する必要がある。

夫婦制での支援をより効果的にするために、夫婦職員に他の職員を加えたチームによる支援形態の導入についても検討していくことが必要である。また、夫婦制での本来の支援効果が低下することのないよう効率的な方法やしくみについても検討し、さらなる質の向上を図る必要がある。

(3) 組織的対応力の向上・ケースカンファレンス等のあり方について

チーム内における支援方針の調整や職員の育成を図るため、現在配置しているスーパーバイザーあるいはチームリーダーとしての役割を担う職員の具体的な役割と責任を明確にする。またこれらの役割を担う職員の配置体制も含めて、支援の質の向上のため組織的対応力の向上のあり方について検討し、改善していく必要がある。

また、ケースカンファレンスの重要性やアセスメント、自立支援計画策定の必要性については、すでに理解されているが、これらの内容の充実を図るための会議等の進め方や持ち方などについて、さらに創意工夫が必要である。

なお、国立施設における自立支援計画策定のノウハウなどについては、社会的養護における養育・支援の質の向上に資することから、全国の社会的養護関係施設で共有することが求められている。このため、平成17年に国で設置した児童自立支援計画研究会が作成した「子ども自立支援計画ガイドライン」に依拠しながら、自立支援計画策定のためのあり方について研究し、モデルを提供することが必要である。

(4) 社会的養護における人材確保・養成・研修のあり方について

ア 国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所の充実

全国の児童自立支援施設において人材不足は深刻化している。こうした状況を改善していくためにも本養成所における人材育成の充実強化を図る必要がある。

そのために、広く人材を募集するための広報のあり方の検討はもとより、受験資格要件の見直しや入試時期の検討など、人材募集のあり方について厚

生労働省や他機関との協力を得て多角的に検討する必要がある。

イ 研修機能の充実

現在の1週間以内という短期研修のほか、半年間や1年間の長期的な相互交流を取り入れた長期研修を実施することも必要であり、国立施設、地方児童自立支援施設双方にとってメリットのある研修が期待される。

また、国立施設は、これまで実施してきた研修成果について分析検討し、その結果に基づき、研修カリキュラムなどの充実を図ることが必要である。

さらには、福祉関係の人材育成を行う大学など教育機関を含めた関係機関等による外部のワーキンググループによる研修システムなどについての検討を行い、研修システムの一層の充実強化を図ることも必要である。

ウ 小舎交替制による寮舎運営モデルの発信

現在、国立施設においては小舎夫婦制による寮運営を行っているが、全国の約3分の2以上を占める交替制での寮運営とは勤務体制から根本的に違うため、全国のモデルにはなりにくい。今後、国立施設には、全国の小舎交替制の施設に寄与するために、現状の小舎夫婦制とは別に、小舎交替制勤務で運営する寮を研究的に開設して、効果的な支援モデルを提供することが求められる。

エ アウトリーチ型研修の充実

「要望があった施設に武蔵野学院（国立施設（男子））の管理職及び職員が出向き、あるテーマの下に一緒に学習する」という主旨で「合同学習会」を平成24年度から試行的に実施しているが、地方の児童自立支援施設から「今後も国立施設はアウトリーチ型の研修の充実を図ってもらいたい。」との強い要望が寄せられている。そのために国立施設は研修システムの充実を検討する必要がある。

オ 入所児童の自立支援の向上に寄与するための研究機能の拡充

現在、社会的養護における「育ち」「育て」を考える研究会を設置し、研究事業を実施しているが、社会的養護や児童自立支援施設に関する実践的研究や実証的研究は多いとは言えない。国立施設の役割として、研究機能を強化し、調査研究を継続的に実施するための体制づくりが必要である。

また、科学的知見に基づいた社会的養護のあり方について検討するためには、必要な社会的養護関係のデータを蓄積するためのデータベースシステムの構築についての検討も必要である。

なお、国立施設は、これまでと同様に今後も総合センター化を目指すための取り組みが必要である。特に国立施設（男子）においては、平成30年度の創立百周年を機に、総合的なセンター化を目指すことを含め、研究機能の強化や調査研究を継続的に実施するための体制づくりに向けた検討を積極的に進めるべきである。

おわりに

国立施設は、特に専門的な支援を要する児童を入所させ、その自立支援を行うとともに、全国の児童自立支援施設の向上に寄与することはもとより社会的養護の向上に寄与することが求められている施設である。また、全国唯一の児童自立支援事業の専門職員の養成機関も併設されている。

国立施設は、最近の制度改正や国で検討・公表された報告書などを踏まえ、子どもの権利擁護機能などの充実強化など、専門性の質の向上を図り続けているが、こうした取り組みを継続していくことが重要であり、そのためにも本報告書を有効活用することが必要である。

本報告書で指摘した検討項目については、継続的かつ総合的な検討を行いながら、優先すべき重要な課題についての解決を図るとともに、具現化できる短期的な課題などについてはできるだけ速やかに具現化し、中長期的な課題については事業計画を立てて取り組み、国立施設の専門性の質の向上を図っていくことが大切である。

全国に設置されている児童自立支援施設は各自治体などによって運営され、その地域の独自性も加味された運営となっているが、子どもに対する支援は、一定水準を確保することも必要である。国立施設にはそれらを導く主導的な役割が強く求められている。同時に、こうした検討事項への取り組みを通して、より強固で柔軟性のある職員間の連携・協働体制の構築などを図りつつ、常に専門性の質の向上を志向していく施設の文化や風土を構築していくことが何よりも重要である。

子どもの最善の利益のために運営される国立施設の今後の限らない発展を期待したい。

これからの国立児童自立支援施設のあり方に関する検討委員会委員名簿

	委員名	所 属
○	小木曾 宏	国立児童自立支援施設処遇支援専門委員会 委員 児童養護施設房総双葉学園 施設長
	梶原 敦	全国児童自立支援施設協議会 顧問 北海道中央児童相談所 福祉専門員
	金子 陽子	法務省矯正研修所 教頭
	小林 英義	東洋大学 教授
	笹川 浩昌	厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課 社会的養護専門官
	寺澤 潔司	厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課 課長補佐
	舟橋 敬一	埼玉県立小児医療センター 医長

(敬称略、五十音順、○は委員長)

【開催経過】

研究会開催

- 第1回 平成27年 6月 2日(火)
- 第2回 平成27年 7月13日(月)
- 第3回 平成27年 8月11日(火)
- 第4回 平成27年 9月 9日(水)